

答 申 書
(答申第110号)
平成22年4月27日

1 審査会の結論

来庁メモのうち別紙1の表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「〇〇年〇〇月〇〇日、産廃業者(株)〇〇〇〇の幹部が道庁循環型社会推進課に申し入れを行った際の聞き取り記録」である。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「(株)〇〇〇〇取締役〇〇氏来庁メモ(平成〇〇年〇〇月〇〇日)」(以下「本件公文書」という。)を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、「事業実施に係るこれまでの経緯及び今後の方針に関する記述」が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を全部を開示する処分に変更することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、「事業実施に係るこれまでの経緯及び今後の方針に関する記述」であり、おおむね次のとおり主張する。

本件公文書に記録されている情報のうち、事業実施に係るこれまでの経過については、土地を取得又は借用して、必要な許認可を取得し、施設を建設するという廃棄物処理施設設置事業に至る経緯が記載されており、これらが開示されることにより、契約や許認可等への影響や法人の社会的評価が損なわれるなど、法人の事業活動を不当に損なうと認められる。このため、これらについては事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報として2号情報に該当する。

また、今後の事業実施に係る方針については、公表されていない事業実施に係る

方針や社会的事象に対する法人の見解が含まれており、これらが開示されることにより、法人の事業活動が阻害され、社会的評価が損なわれるなど、当該法人の事業活動を不当に損なうと認められる。このため、これらについては事業活動を行う上での事業運営上の事項に関する情報として2号情報に該当する。

ウ 当審査会としては、別紙1の表の右欄に掲げる部分は、公表されていない事業実施に係る方針や社会的事象に対する見解が記載されているが、公表されていないとしても、その内容は不確定な情報や社会的事象に対する一般的なコメントといえる程度のものであり、これを開示しても、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められないことから、2号情報には該当しないものと判断する。

ただし、本件非開示情報のうち、別紙1の表の右欄に掲げる情報を除いた情報については、事業実施に係る具体的な関係者や交渉内容、当該法人の経営状況に関する内容が記載されており、これらが開示されることにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年1月13日	○ 諮問書の受理（諮問番号353） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年1月15日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号353） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成22年2月15日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年3月17日 （第二部会）	○ 審議
平成22年4月13日 （第二部会）	○ 審議
平成22年4月23日	○ 答申案審議

(第47回審査会)	
平成22年4月27日	○ 答申

別紙 1

対象公文書	非開示とした部分	開示すべき部分
(株)〇〇〇〇取締役〇〇氏 来庁メモ (平成〇〇年〇〇月〇〇日)	11行 2 文字目から12行目まで	
	13行 2 文字目から15行目まで	
	16行 2 文字目から18行目まで	同左
	22行 2 文字目から24行目まで	22行 2 文字目から23行14文字目まで及び23行30文字目から24行目まで
	25行 2 文字目から27行目まで	同左
	28行 2 文字目から29行目まで	

※ 句読点、記号は文字数に含む。